

# 認可地縁団体の手引き

盛岡市市民部 市民協働推進課

## 《目 次》

1	地縁による団体の法人化	1 ページ
2	認可対象団体	1 ページ
3	認可要件	2 ページ
4	認可申請の手続き	3 ページ
5	認可申請までの流れ	3 ページ
6	認可の後に必要な手続き	4 ページ
7	印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行	5 ページ
8	告示事項に変更があった場合	6 ページ
9	課税関係	7 ページ
10	団体における定期的な事務	7 ページ
11	留意点	8 ページ
12	地縁団体の法人化手続きフロー図	10 ページ

## 1 地縁による団体の法人化

町内会・自治会とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。

これまで、町内会・自治会は、法的には「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体が所有している不動産（地区集会所等）は団体名義で登記することができませんでした。

このため、財産上のトラブル、例えば、地区集会所を自治会の代表者や役員の名義で登記した結果、その登記名義人の債権者が不動産を差し押さえたり、登記名義人が亡くなった場合に相続人と団体との間で所有権をめぐる争いが起きたりといった懸念がありました。

こうしたことから、平成3年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、町内会・自治会の住民組織を「地縁による団体」と位置づけ、一定要件に該当するものについては、市の認可を受けることにより、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができるようになりました。

また、認可の目的について、令和3年5月の地方自治法改正により、不動産等の保有を前提としないものに見直し、不動産等の保有の有無に関わらず地域的な共同活動（高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発、マーケット運営等）を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。（令和3年11月26日施行）

### ※ 地方自治法第260条の2

町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うために市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

## 2 認可対象団体

この制度は、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる町内会・自治会を対象としており、次のような団体は対象となりません。

- 特定の目的の活動だけを行う団体  
（同好会やスポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動だけを行う団体など）
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体  
（老人クラブや子ども会(年齢の制限)、婦人会(性別の制限)など）

### 3 認 可 要 件

地方自治法では、認可を受けるためには、次の4つの要件を全て満たしていることを定めています。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

区域がはっきりと決まっていて、現に存在する町内会・自治会であること。例えば、町又は字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、河川、道路等によって区域を画することも可能です。

※ 「当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。」とされており、認可のために新たな区域を設定することや、新設団体に活動実績のないものは、安定的に存在しているとは認められません。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

区域内住民の過半数が構成員であることが必要です。通常、町内会・自治会は世帯単位で構成されていますが、法人化する場合は、**年齢・性別を問わず住民個人すべて**が構成員になります。認可申請の際にその個人名簿（原本ではなく、一覧としてまとめたもの）を提出いただくことになります。

※ 構成員にかかわり、認可地縁団体となり得ない事例

- ・ 世帯主のみを構成員とする旨を規約で定める団体
- ・ 単位町内会・自治会や法人を構成員とする団体
- ・ 区域外の住民を構成員とする団体
- ・ 区域内住民のうち、過半数が加入していない団体

※ 区域内の法人や組合などの団体は会員にはなれませんが、趣旨に賛成して賛助会員となることはできます。（賛助会員は、議決権等を持つことはできません。）

(4) 規約を定めていること。（別紙規約記載例参照）

【規約に定めなければならない事項】

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

【規約に定めることが望ましい事項】

- ⑨規約の変更に関する事項 ⑩解散に関する事項 ⑪残余財産の処分に関する事項

## 4 認可申請の手続き

下記の書類をそろえて市役所（市民協働推進課）へ申請いただくことになります。認可要件を満たしているかどうかについて書類審査を行います。審査のうえ、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が認可及び告示して認可手続きは完了です。なお、審査には2週間から1カ月程度かかります。

（申請書類）

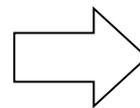
- (1) 認可申請書【様式1】
- (2) 規約（目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項）【作成例あり】
- (3) 認可を申請する旨を決定した総会の議事録【作成例あり】  
※ 議長及び議事録署名人の署名、押印のある総会議事録の写し
- (4) 構成員名簿（自治会区域内住民の過半数の個人の名簿）【任意様式】  
※ 構成員全員の氏名、住所を記載したもの。
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類  
※ 総会に提出した前年度事業報告書・決算書・今年度事業計画書・予算書【総会資料】
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類  
※ 代表者に選出した総会の議事録の写しと代表者就任承諾書【様式2】
- (7) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類【様式2-2】
- (8) 代理人の有無を記載した書類【様式2-3】
- (9) 区域を表示した図【任意様式】

## 5 認可申請までの流れ

各団体では、認可申請まで次のような準備が必要となります。

### (1) 役員会の開催

- 役員間で事前の打ち合わせ
  - ・ 規約改正案を作成
  - ・ 構成員の名簿をつくる署名を集める
  - ・ 代表者について調整
  - ・ 町内会・自治会区域図を作成



役員会の開催、決定

※ 認可を申請する旨の議決は、従来の自治（町内）会の規則に則った正式の総会を開催し、議決することが必要です。

したがって、総会招集手続き等を定めた規約が現在整っていない場合には、この点をまず整備するか、実質的に会員の納得が得られる方法で議決することが必要です。町内会・自治会の一部の方だけで決定することのないようご注意ください。

## (2) 総会の開催

- ・総会の議長を出席した会員の中から選ぶ。
- ・議事録署名人を選ぶ。
- ・従来規則に則った方法で議決する。

### ※ 議決する内容

- 認可申請（法人化）すること
- 新しい規約
- 構成員の確定
- 代表者の決定
- 資産の登記名義人を町内会・自治会に変更すること
- 団体印鑑を登録することについて

## (3) 議事録をつくる。

議事録署名人、議長が署名押印する。

## (4) 代表者の承諾書をつくる。（別紙様式）

## (5) 市へ申請を行う。

## 6 認可の後に必要な手続き

申請が認可の要件を満たしている場合、市長は認可をし、その旨を代表者に通知するとともに告示を行います。この告示により、認可地縁団体は法人となったこと及び告示事項を第三者に対抗できることとなります。

### (1) 認可地縁団体告示事項証明書の請求

盛岡市市民協働推進課で発行します。1通につき300円の手数料が必要です。

この証明書は、不動産登記の際の住所証明書や代表者の資格を証する書面として、法人設立届の提出、金融機関口座の開設等において利用できます。

### (2) 法人の設立・変更等の申告書の提出

認可を受けた後に、盛岡市市民税課に法人の設立・変更等の申告書（法人設立届）を提出してください。また、代表者や事務所の位置などが変わったときも申告書の提出が必要です。法人税法上の収益事業を行っている場合は、盛岡税務署及び盛岡広域振興局県税部にも届出が必要となります。

### (3) 認可前から所有している不動産の所有権移転登記

代表者個人や役員共有名義等で登記されている不動産については、登記名義人を地縁団体に変更する所有権移転登記が可能になります。詳しくは盛岡地方法務局にお尋ねください。

※ 未登記家屋でも税情報の登録がある場合があります。この場合、別途、名義変更申請が必要となりますので、詳しくは盛岡市資産税課にお尋ねください。

### (4) (不動産を取得する場合) 固定資産税・都市計画税の減免申請

不動産等には、固定資産税・都市計画税（市街化区域のみ）が課税されますが、公益利用（例：集会所・自治公民館・子ども広場）をしている土地・建物は減免の対象となる場合があります。詳しくは盛岡市資産税課にお尋ねください。

### (5) (不動産を取得する場合) 不動産取得税の減免申請

不動産を取得した場合は不動産取得税（県税）が課税されますが、集会所施設の土地・建物の取得については免除される場合があります。詳しくは盛岡広域振興局県税部にお尋ねください。

## 7 印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行

売買契約の締結、不動産登記、金融機関口座開設等において、認可地縁団体の印鑑登録証明書が必要なときは、市民協働推進課において認可地縁団体の代表者に係る印鑑の登録をした後、証明書発行の請求をすることができます。

### (1) 印鑑登録の申請

印鑑登録を行う場合は、代表者本人が次のものを市民協働推進課へ持参し、登録の申請をしてください。

(手続きに必要なもの)

- ・代表者個人の登録済印鑑（実印）
- ・代表者個人の印鑑登録証明書
- ・登録しようとする認可地縁団体の印鑑 例. 「〇〇町内会長の印」

### (2) 登録できる印鑑

登録できる印鑑は1種類に限ります。また、次のような印鑑は登録できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ 30mm の正方形に収まらないもの、又は1辺の長さ 8 mm の正方形に収まるもの

- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他、市長が適当でないと認めるもの

### (3) 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、団体の代表者本人のみの申請となります。交付手数料は1通につき300円です。申請の際には、代表者の実印と登録した認可地縁団体の印鑑を持参してください。

## 8 告示事項に変更があった場合

市の告示事項について変更があった場合には、代表者が届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対して届出を行わなければなりません。

※ 提出書類…規約変更届出書、規約変更を総会で決議したことを証する書類。

### ● 告示事項

- ①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④事務所 ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに、職務代行者の有無
- ⑦代理人の有無 ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由 ⑨認可年月日

#### (1) 代表者が変わったとき

改選等により代表者が変わったときは市長への届出が必要です。次の書類を市民協働推進課へ提出してください。

##### ①告示事項変更届出書

##### ②告示された事項に変更があった旨を証する書類

・総会における選挙、又は総会で承認を得る必要がある場合

→ 総会議事録の写し

・選挙を行った場合（選挙後に総会の承認が必要でない場合）

→ 掲示・回覧する選挙結果周知文の写し、選挙管理委員会発行の当選証書 等

※ 前代表者、選挙管理委員長等の署名・押印が必要です。

##### ③役員就任承諾書

#### (2) 主たる事務所の位置が変わったとき

集会所の移転、地番変更等により、主たる事務所の位置が変わった場合は市長へ届出が必要です。次の書類を市民協働推進課へ提出してください。

##### ①告示事項変更届出書

##### ②総会議事録の写し（告示された事項に変更があった旨を証する書類）

### (3) 規約を変更したとき

規約の変更には市長の認可が必要ですので、次の書類を提出してください。なお「細則」「自治会費細則」などの変更については届出不要です。次の書類を市民協働推進課へ提出してください。

①規約変更認可申請書

②変更の内容及び理由を記載した書類

③総会議事録の写し（告示された事項に変更があった旨を証する書類）

※ 規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項変更届が必要となります。

## 9 課税関係

法人税、法人県民税・法人市民税、固定資産税・都市計画税など状況に応じて各種課税対象になる場合がありますので、詳細については、下記の担当課までお問い合わせ下さい。認可地縁団体の状況に応じて、減免対象となる場合もあります。

・法人税、登録免許税、消費税（盛岡税務署）

・法人県民税、法人事業税、不動産取得税（盛岡広域振興局県税部）

・法人市民税（盛岡市役所市民税課）

・固定資産税・都市計画税（盛岡市資産税課）

※（ ）は問い合わせ先

## 10 団体における定期的な事務

### (1) 財産目録・構成員名簿

認可を受けるとき及び毎年初めの3ヶ月以内（ただし、事業年度を設けるものはその年度の終了後3ヶ月以内）に、財産目録（保有資産、流動資産等）を作成し、常に事務所に備えておくことが必要です。また、構成員名簿も備えておき、移転等構成員に変更があったときは、訂正することが必要です。

### (2) 通常総会の開催

少なくとも毎年1回、通常総会を開く必要があります。

開催方法について、令和4年8月の地方自治法改正により、本来であれば総会において決議すべき事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うことができるようになりました。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。（書面または電磁的方法による決議を行うことについて反対が一人でもいれば、通常どおり総会を

開催する必要があります。)

また、本来であれば総会における決議事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

(その決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。一人でも否決であれば、通常どおり総会を開催する必要があります。)(令和4年8月20日施行)

※ 電磁的方法…電子メール、Web サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

※ 地方自治法第 260 条の 19 の 2

この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項に、ついては、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

## 11 留意点

- (1) 認可を受けた団体は、行政組織の一部となるものではありません。
- (2) 認可を受けた団体は、民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対して不当な差別的取り扱いをしてはなりません。
- (3) 認可を受けた団体は、特定の政党のために利用してはなりません。
- (4) 認可を受けた地縁団体が、4つある認可の要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことがあります。
- (5) 総会・役員会等の会議を開催した場合は議事録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。なお、告示事項変更や規約変更の届出をするときを除き、市への報告・提出は必要ありません。

- (6) 認可地縁団体の運営は、全て団体の規約に沿って行う必要があります。特に、会議については定足数（会議の開会に必要な会員又は役員の数）、議長の選出、議事録署名人の指名、議事録作成等の細かな規定があります。また、議事録についても記載すべき事項が何点か定められていますので、漏れのないように作成してください。
- (7) 会費の金額及び徴収方法は、規定等で定めることにより、会費納入を免除することや徴収方法を世帯単位とすることは可能になります。
- (8) 表決権の行使は、基本的には世帯単位ではなく、各人1の表決権を有するものとなります。
- ※ 世帯単位で定めることができるものは、「世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において認められ、またそのことが合理的である事項」に限ります。ただし、規約の変更や財産処分および解散の議決、代表者や監事の選任などの重要事項に関して世帯単位で表決することは適当ではありません。
  - ※ 一世帯で表決権を取りまとめる場合、世帯の一人（代表者）に委任する旨の委任状を作成する等が考えられます。（一世帯で一枚、構成員全員の署名を記載する等。）
  - ※ 未成年者等制限行為能力者の表決権等の行使は、民法第5条の規定により、法定代理人の同意を要することとなります。

## 12 地縁団体の法人化手続フロー図

### 認可手続から登記までの流れ

